

島根県民間社会福祉事業従事者互助会

令和7年度 事業計画

1. 運営委員会

年2回開催し、事業計画・予算・決算その他必要事項について審議決定する。

2. 事業

(1) 会員の退会給付に関する事業（退会給付金）

規程により退会者に退会給付金を交付する。

(2) 会員の慶弔、傷病及び災害等に関する事業（一般給付金）

規程により給付事項に該当する会員へ給付金を交付する。

(3) 会員の健康管理援助に関する事業

対象年齢：満35歳以上 ※協会けんぽ生活習慣病予防健診の対象年齢

対象者数：5,630人 ※令和7年3月1日現在

①人間ドック受診料補助

対象年齢：35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳

申込者数：870人（対象年齢1,152人・申込割合：75.5%）

補助額：40,000円

②生活習慣病予防健診受診料補助

対象者数：4,760人 ※人間ドック受診料補助対象者を除く35歳以上の会員

補助額：5,282円 ※協会けんぽ生活習慣病予防健診の自己負担額（最高額）

(4) 家庭用常備薬等斡旋事業（年3回）

第1回（6月頃）：白石薬品株式会社

第2回（10月頃）：株式会社諒和

第3回（1月頃）：株式会社アーテム

3. 事業内容の周知

(1) 会員への配布物

・事業案内チラシ … 給付事業等の概要

・状況通知書 … 本人分掛金の総額（退会給付金）、一般給付金の給付状況等

(2) ホームページ

互助会の概要、事務手続き等の周知等

4. 加入促進活動

県社協通信（広報紙）への広告掲載等により、本会加入のメリット「福利厚生の実施による福祉人材の確保・定着」をPRする。

5. ソウェルクラブ島根の運営（福利厚生センター事業の受託）

（1）会員交流事業の実施

県内の会員及びその家族のための旅行やイベント等の交流事業を実施する。

（2）福利厚生センター主催会議への出席

- ・全国連絡会議
- ・中四国ブロック会議（予定）

（3）加入勧奨

互助会の封筒裏面及び県社協通信に広告を掲載し、加入促進を図る。

【参考】県内加入状況

令和5年2月末現在			令和6年2月末現在		
会員数	加入法人数	法人加入率	会員数	加入法人数	法人加入率
614人	15法人 (うち県外1法人)	5.6%	591人	15法人 (うち県外1法人)	5.6%

※県内社会福祉法人 268法人

6. 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会への加入

全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）へ加入し、会議等への出席により、団体運営にあたって必要な助言を受ける。

7. 資産運用の外部委託

本会における掛金の集金及び資産の自己運用が、金融商品取引法の規制対象となることから、平成25年度から信託契約を行っている三菱UFJ信託銀行へ引き続き運用を委託し、健全で安定した資産管理を図る。

なお、運用にあたっては安全かつ有効な債券取得のための「運用ガイドライン」を提示し、運用対象や組入銘柄の制限（格付機関による評価）等の基準を設けている。